

北海道科学大学短期大学部研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第46条第2項に基づき、本学の研究生に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 研究生とは、本学において本学教員の指導を受け、特定の専門事項について研究に従事する者をいう。

(出願資格)

第3条 出願資格は短期大学を卒業、又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者とする。

(出願の受付)

第4条 出願期間は所定の期日までとし、出願の受付は3月、6月、9月及び12月の年4回とする。

(出願)

第5条 研究生として入学を志願する者は、あらかじめ、研究指導を受けようとする指導教員の内諾を得て、次の各号に掲げる書類に別表に定める入学検定料を添えて、所定の期間内に出願しなければならない。

- (1) 研究生願書（本学指定）
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書（本学を卒業又は修了後3年以内の者については不要）
- (3) 健康診断書（本学を卒業又は修了後6か月以内の者については不要）
- (4) 勤務先を有する者は、その所属長の承諾書

(選考)

第6条 研究生の選考は、指導教員の推薦に基づき、教授会の議を経て学長が決定する。

(入学手続)

第7条 合格者は、指定された期日までに所定の書類を提出し、別表に定める入学金及び授業料を納めなければならない。ただし、授業料については、4月、7月、10月、1月の4回に分けて納めることができる。

2 指導教員が必要と認めた場合は、別表に掲げる授業料のほかに必要な経費を徴収することができる。

(身分証の交付)

第8条 入学手続きを完了した者には、入学を許可し、身分証明書を交付する。

2 研究生が、本学において研究中であることの証明が必要な場合は、願い出により、研究生在籍証明書を交付する。

(研究期間)

第9条 研究期間は6か月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、第6条に準ずる手続きを経て延長を許可することがある。

(退学)

第10条 研究生が退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 退学のときにおける授業料は、在籍していた月分までの徴収とする。

(研究修了)

第11条 研究生が当該事項の研究を修了したときは、すみやかに指導教員を経て、研究修了届を提出し、教授会の議を経て、学長が認定する。

2 研究修了届には、論文等の写しを添付しなければならない。

3 研究修了者が、研究を修了したことの証明が必要な場合は、願い出により、研究修了証明書を交付する。

(雑則)

第12条 指導教員が研究指導上必要と認めるときは、担当教員の承諾を得た上で、教授会の議を経て、講義を聴講させることができる。

2 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則及び諸規程を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成6年3月23日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成7年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成8年2月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

- 1 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

項 目	金 額	備 考
入学検定料	10,000円	
入 学 金	10,000円	ただし、本学卒業・修了生は免除する。
授 業 料	10,000円	月額